

遺伝子組換え表示制度

遺伝子組換え表示制度には、**義務表示**と**任意表示**があります。
任意表示は2023年4月1日から新しい制度になります。
義務表示に関しては現行制度からの変更はありません。

遺伝子組換え食品とは

遺伝子組換え食品とは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びこれを原料とする加工食品です。

国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく安全性審査を経ています。

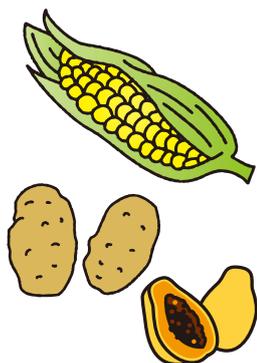
義務表示制度

遺伝子組換え制度は、**食品表示基準**※1（平成27年内閣府令第10号）に定められています

※1 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく内閣府令

義務対象

安全性審査を経て流通が認められた9農産物及びそれを原材料とした33加工食品群※3



対象農産物	加工食品※4
大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む)	1 豆腐・油揚げ類、2 凍り豆腐、おから及びゆば、3 納豆、4 豆乳類、5 みそ、6 大豆煮豆、7 大豆缶詰及び大豆瓶詰、8 きなこ、9 大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11 調理用の大豆を主な原材料とするもの、12 大豆粉を主な原材料とするもの、13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14 枝豆を主な原材料とするもの、15 大豆もやしを主な原材料とするもの。
とうもろこし	1 コーンスナック菓子、2 コーンスターチ、3 ポップコーン、4 冷凍とうもろこし、5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6 コーンフラワーを主な原材料とするもの、7 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く）、8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの、9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子、2 乾燥ばれいしょ、3 冷凍ばれいしょ、4 ばれいしょでん粉、5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パイヤ	パイヤを主な原材料とするもの
からしな	

しょうゆや植物油などは、最新の技術によっても組換えDNA等が検出できないため、表示義務はありませんが、任意で表示をすることは可能です。この場合は、義務対象品目と同じ表示ルールに従って表示してください。

※2 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの

※3 組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目

※4 表示義務の対象となるものは主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの）

表示方法

分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示

【表示例】「大豆（遺伝子組換え）」等

分別生産物流管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

【表示例】「大豆（遺伝子組換え不分別）」等

分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合※5

「不分別」という言葉では消費者がわかりにくいとの指摘もあります。パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を追加することで消費者の正しい理解につながります。

※5 大豆及びとうもろこしに限る

キーワード：「分別生産流通管理」

分別生産流通管理（IPハンドリング）とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。

任意表示制度

遺伝子組み替えに関する任意表示制度について、情報が正確に伝わるように改正されます。改正後の食品表示基準は**2023年4月1日**に施行されます。



現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

「遺伝子組換えでないものを分別」
「遺伝子組換えでない」
等の表示が可能

新制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

施工前でもこの表示は可能です。
表示の早期切替えにご協力ください。

適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

【表示例※6】
「原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別流通管理を行っています」
「大豆（分別生産流通管理済み）」
「大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）」等

※6
遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を併せて表示することは可能ですが、表示と商品に矛盾がないように注意してください。

名称	油揚げ
原材料名	大豆(アメリカ又はカナダ)(分別生産流通管理済み)、植物油/凝固剤、膨張剤
内容量	3枚
賞味期限	枠外下部記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	丸信食品 久留米市山川市ノ上町7-20

※大豆の産地は、過去3年間の平均使用量実績順
注)表示してある原産国の大豆を適宜切り替えて使用しています。詳細はお客様サービス係にお問い合わせください。また、品質管理には万全を期しておりますが、万一品質にお気づきの点がございましたら、ご連絡ください。



分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

「遺伝子組換えでない」
「非遺伝子組換え」
等の表示が必要

使用した原材料に応じて2つの表現に分けることにより、消費者の誤認防止や消費者の選択の機会の拡大につながります。

大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

改正後の食品表示基準の試行前に現行制度に基づいた表示をした食品（例えば、倉庫にある商品在庫）については、施行後も販売することができます。ただし、施行後に古い「遺伝子組換えでない」の表示（＝意図せざる混入が5%まで許容）が流通することは消費者の正しい選択を誤らせるおそれがありますので、事業者はできる限り施工前までに改正後の食品表示基準に即した表示への切り替えをお願いします。

※消費者庁食品表示企画課「遺伝子組換え表示制度」より引用

その他食品表示に関してもっと知りたい方はこちらから

調べてみよう！ 見てみよう！ 聞いてみよう！

食品表示のことがよくわかるお役立ち情報サイトはこちらから

 MARU-SIN 株式会社 丸信 食品表示プロジェクト

<https://hyouji.maru-sin.net/>

